

【三重県営松阪野球場】

野球場利用料金改定のお知らせ（令和2年4月1日利用分から）

平素は三重県営松阪野球場をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月1日(水)から野球場を利用する際の利用料金が変わります。

変更後の利用料金につきましては、下記の表をご覧ください。

○新利用料金表（令和2年4月1日利用分から）

区分		令和2年4月1日以降 利用料金	
入場料を 徴収しない場合	児童生徒等		700円
	その他		1,400円
入場料を 徴収する場合	入場料の額が 100円以下のとき	児童生徒等	4,200円
		その他	8,400円
	入場料の額が 100円を超えるとき	児童生徒等	8,400円
		その他	16,800円

・金額は、1時間(1時間に満たない場合は、1時間とします)当たりの額とします。

・野球場を利用できる時間は、午前9時から午後5時までとします。

ただし、指定管理者の許可を得た場合には、この限りではありません。

・児童・生徒等とは、次のとおりです。

小学校就学前の者

小学生、中学生および高校生並びにこれらに準ずる者

※ 新料金は、令和2年4月1日ご利用分からの適用となります。

3月31日までにご予約いただきましたお客様につきましても、新料金となります。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。